

綾部市の事業所

(令和3年経済センサス-活動調査の概要)

綾部市

はじめに

経済センサスー活動調査は、すべての産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的として実施されました。

経済センサスは、事業所・企業の捕捉、企業構造の把握に重点を置いた「経済センサスー基礎調査」と、売上高など、経済活動の把握に重点を置いた「経済センサスー活動調査」の2調査で構成されています。

この報告書は、令和3年6月1日に実施された「令和3年経済センサスー活動調査」の結果について、綾部市分について取りまとめたものです。

本市の事業所の現状把握や産業発展の基礎資料としてご活用いただければ幸いです。

終わりに、この調査の実施に当たり、ご協力をいただきました事業所及び企業の皆様をはじめ、調査員の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和5年12月

綾部市企画総務部総務課

目 次

経済センサスー活動調査の概要	1～2
用語の解説	3～8
利用上の注意	9～10
結果の概要	
1 事業所数及び従業者数	11～12
2 産業分類別事業所数及び従業者数	13～15
3 従業者規模別事業所数及び従業者数（民営）	16～17
4 男女別・産業別従業者数	18～19
5 従業上の地位別、産業別の状況（民営）	20～21
6 地区別事業所数及び従業者数	22
7 経営組織別事業所数と従業者数	23～24
8 会社企業	25
統計表	
第1表 産業（中分類）別事業所数及び男女別従業者数	26
第2表 産業（大分類）別、従業者規模別（8区分）別事業所数（民営）	27
付録	
府内市町村別事業所及び従業者数	28
府内市町村別事業所及び従業者数（民営）	29～30

令和3年経済センサスー活動調査の概要

1 調査の目的

この調査は、すべての事業所・企業を対象に実施され、全産業分野の売上（収入）金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的としています。

2 調査の沿革

この調査は統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査です。

3 調査日

令和3年6月1日

4 調査の対象

全国すべての事業所及び企業が対象（農林漁業に属する個人経営の事業所、家事サービス業及び外国公務に属する事業所は除く）

5 調査事項

調査は、（1）国及び地方公共団体の事業所以外の事業所に対する調査（以下「甲調査」という。）と、（2）国及び地方公共団体の事業所に対する調査（以下「乙調査」という。）の2つの調査から成り、主な調査事項については、以下のとおりです。

（1）甲調査

<基礎項目>

名称及び電話番号、所在地、経営組織、従業者数、主な事業の内容など

<経理項目>

資本金等の額及び外国資本比率、売上（収入）金額、費用総額及び費用項目、事業別売上（収入）金額など

（2）乙調査

<基礎項目>

名称、所在地、職員数、主な事業の内容

6 調査の方法

（1）甲調査

・調査員調査

調査員が事業所に調査票を配布し、インターネットによる回答又は記入済みの調査票を回収する方法により行いました。

- ・直轄調査

国、都道府県及び市が、民間事業所等を活用し、企業の本社などに、調査票を一括して郵送で配布し、インターネットによる回答又は記入済みの調査票を回収する方法により行いました。

- (2) 乙調査

電子メールにより「調査票乙」を事業所ごとに配布し、調査への回答は、オンラインにより行いました。

用語の解説

1 事業所

(1) 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいいます。

- ・一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ・従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

ア 民営事業所

国及び地方公共団体の事業所を除く事業所をいいます。

イ 出向・派遣従業者のみの事業者

当該事業所に所属する従業者が1人もおらず、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている人のみで事業活動が行われている事業所をいいます。

ウ 事業内容等不詳の事業所

事業所として存在しているが、記入内容等不備などで事業内容等が不明の事業所をいいます。

2 従業者

調査日現在、当該事業所に所属して働いている全ての人をいいます。したがって、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人も含まれます。

一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めません。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者としています。

(1) 個人業主

個人経営の事業主で、実際にその事業所を経営している人をいいます。

なお、個人業主は個人経営の事業所に必ず一人です。

(2) 無給の家族従業者

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいいます。家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含まれます。

(3) 有給役員

法人、団体の役員（常勤、非常勤は問わない。）で、役員報酬を受けている人をいいます。重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含まれます。

(4) 常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいいます。

期間を定めずに雇用されている人又は1か月以上の期間を定めて雇用されている人をいいます。

・無期雇用者

常用雇用者のうち、雇用契約期間を定めずに雇用されている人をいいます（定年まで雇用されている場合を含みます。）。

・有期雇用者（1か月以上）

常用雇用者のうち、1か月以上の雇用期間を定めて雇用されている人をいいます。

(5) 臨時雇用者（有期雇用者（1か月未満、日々雇用））

常用雇用者以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいいます。

(6) 他への出向・派遣従業者

民営事業所において、従業者のうち、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律でいう派遣労働者、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいいます。

3 他からの出向・派遣従業者

労働者派遣法にいう派遣労働者、在籍出向など別経営である出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいいます。

4 民間からの従業者数

国、地方公共団体の事業所において、会社など別経営の民間の事業所から派遣されている人をいいます。

5 事業従事者数

当該事業所で実際に働いている人をいい、従業者から「他への出向・派遣従業者数」を除き、「他からの出向・派遣従業者数」を加えることにより算出しています。

6 事業所の産業分類

事業所の売上（収入）金額や主な事業の種類（原則として2020年1年間の収入額又は販売額の最も多いもの）により、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づき分類しています。

7 経営組織

(1) 民営

国、地方公共団体の事業所を除く事業所をいいます。

ア 法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を営んでいる場合をいいます。次の会社及び会社以外の法人が該当します。

・ 会社

株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社及び外国の会社をいいます。ここで、外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定により日本にその事務所などを登記したものをいいます。

なお、外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社ではありません。

・会社以外の法人

法人格を有する団体のうち、前述の会社を除く法人をいいます。

例えば、独立行政法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、農（漁）業協同組合、事業協同組合、労働組合（法人格を持つもの）、共済組合、国民健康保険組合、信用金庫、弁護士法人などが含まれます。

イ 個人経営

個人が事業を営んでいる場合をいいます。法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含まれます。

ウ 法人でない団体

団体であるが法人格を持たないものをいいます。

例えば、後援会、同窓会、防犯協会、学会、労働組合（法人格を持たないもの）などが含まれます。

(2) 国、地方公共団体

国、都道府県、市区町村、特別地方公共団体（地方公共団体の組合、財産区など）の事業所をいいます。

8 企業等

事業・活動を行う法人（外国の会社を除く。）及び個人経営の事業所をいいます。個人経営であって同一の経営者が複数の事業所を営んでいる場合は、それらはまとめて一つの企業等となります。

具体的には、経営組織が株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社、会社以外の法人及び個人経営で本所と支所を含めた全体をいいます。単独事業所の場合は、その事業所だけで企業等としています。

9 会社企業

経営組織が株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社及び合同会社で、本所と支所を含めた全体をいいます。単独事業所の場合は、その事業所だけで会社企業となります。

10 企業産業分類

企業単位の産業分類で、支所を含めた企業全体の売上（収入）金額や主な事業の種類（原則として企業全体の 2020 年 1 年間の総収入額又は総販売額の最も多いもの）により、

日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に準じて分類しています。

11 単一・複数の別

企業等を構成している事業所により、次の 2 つに区分しています。

(1) 単一事業所企業

単独事業所の企業等をいいます。

(2) 複数事業所企業

国内にある本所と国内又は海外にある支所で構成されている企業等をいいます（国内に本所があり、海外にのみ支所がある企業等を含む。）。

12 単独・本所・支所の別、単独・複数の別

(1) 単独事業所

他の場所に同一経営の本所（本社・本店）や支所等（支社・支店）を持たない事業所をいいます。

(2) 本所（本社・本店）

他の場所に同一経営の支所等（支社・支店）があつて、それらの全てを総括している事業所をいいます。本所の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を本所とし、他は支所とします。

(3) 支所（支社・支店）

他の場所にある本所（本社・本店）の統括を受けている事業所をいいます。上位の事業所の統括を受ける一方で、下位の事業所を統括している中間的な事業所も支所とします。

支社、支店のほか、営業所、出張所、工場、従業員のいる倉庫、管理人のいる寮なども含まれます。

なお、経営組織が外国の会社は支所とします。

13 売上（収入）金額

原則として 2020 年 1 年間の商品等の販売額又は役務の提供によって実現した売上高、営業収益、完成工事高などです。有価証券、土地・建物、機械・器具などの有形固定資産など、財産を売却して得た収入は含めません。

なお、「金融業、保険業」の企業等、会社以外の法人及び法人でない団体の場合は経常収益としています。

14 事業活動

事業所又は企業等の産業分類を格付けする際は原則として、売上（収入）金額の最も多い主業によりますが、実際には主業以外にも複数の事業を行っている場合があり、行っている事業を売上（収入）金額で捉えたものをいいます。

15 費用

ア 費用総額（売上原価＋販売費及び一般管理費）

売上（収入）金額に対応する費用。

なお、「金融業、保険業」の企業等及び会社以外の法人は経常費用としています。

- イ 売上原価（個人経営、「金融業、保険業」の企業等及び会社以外の法人を除く。）
費用総額の内数。売上原価は、売上高に対応する商品仕入原価、製造原価、完成工事原価、サービス事業の営業原価及び減価償却費（売上原価に含まれるもの）の総額。
- ウ 給与総額（個人経営の場合は給料賃金（専従者給与を除く。））
役員（非常勤を含む。）及び従業者（臨時雇用者を含む。）に対する給与（所得税・保険料等控除前の役員報酬、給与、賞与、手当、賃金等）の総額。別経営の事業所に出向又は派遣している従業者に支給している給与を含みます。
- エ 福利厚生費（退職金を含む）（個人経営を除く。）
会社負担の法定福利費（厚生年金保険法、健康保険法、介護保険法、労働者災害補償保険法等によるもの）、福利施設負担額、厚生費、現物給与見積額、退職給付費用、退職金等の総額。
- オ 動産・不動産賃借料（個人経営の場合は地代家賃）
土地、建物、機械等の賃借料の総額。経理上売買扱いとなっているリース支払額は含めません。
- カ 減価償却費
固定資産に係る減価償却費。「売上原価」、「販売費及び一般管理費」それぞれに計上された減価償却費の総額。
- キ 租税公課（法人税、住民税、事業税を除く。）
営業上負担すべき固定資産税、自動車税、印紙税等の総額。収入課税の事業税（電気業、ガス業、保険業）及び税込経理の方法を採っている場合の納付すべき消費税を含みます。法人税、住民税、所得課税の事業税は含めません。

なお、上記の費用項目は、本調査では2020年1年間の値を把握しています。

16 付加価値額

付加価値とは、企業等の生産活動によって新たに生み出された価値のことで、生産額から原材料等の中間投入額を差し引くことによって算出できます。本調査においては、以下の計算式を用いて、2020年1年間の値を把握しています。

(1) 企業全体の純付加価値額

ア 基本的な計算式（次の（イ）（ウ）以外の場合）

純付加価値額 = 売上（収入）金額 - 費用総額 + 給与総額 + 租税公課

イ 「金融業、保険業」の会社及び会社以外の法人

純付加価値額 = 経常収益 - 経常費用 + 給与総額 + 租税公課

ウ 「政治団体」及び「宗教」

純付加価値額 = 給与総額 + 租税公課

(2) 企業全体の粗付加価値額

粗付加価値額 = 純付加価値額 + 減価償却費

なお、本調査の付加価値には、国民経済計算の概念では含まれている国内総生産の項目のうち、次は含まれていません。

固定資産減耗、雇主の社会保険料負担分、持ち家の帰属家賃、研究開発費
農林漁家、公営企業及び政府サービス生産者の付加価値

利 用 上 の 注 意

- 1 この報告書は、総務省「令和3年経済センサス-活動調査」の確報集計結果を掲載しています。
- 2 調査は次に掲げる事業所を除く事業所・企業について行いました。
 - (1) 「農業、林業」に属する個人経営の事業所
 - (2) 「漁業」に属する個人経営の事業所
 - (3) 「生活関連サービス業、娯楽業」のうち、「家事サービス業」に属する事業所
 - (4) 「サービス業（他に分類されないもの）」のうち、外国公務に属する事業所
- 3 令和3年経済センサス-活動調査は、甲調査と乙調査の2種類から成り、甲調査は民営事業所を調査対象としており、乙調査は国及び地方公共団体の事業所を調査対象としている。甲調査及び乙調査とも令和3年6月1日を調査日として実施している。
- 4 売上（収入）金額、費用等の経理事項は令和2年1年間、経営組織、従業者数等の経理事項以外の事項は令和3年6月1日現在の数値です。
- 5 調査票の未回答項目や回答内容の矛盾などについては、内容を精査し、平成28年経済センサス-活動調査、令和元年経済センサス-基礎調査、経済構造実態調査、報告者の公開情報等を基に、補足訂正を行った上で結果表として集計されています。
- 6 構成比については、単位未満を四捨五入したため、総数と内訳の合計が一致しない場合があります。
- 7 統計表中の符号は、次のとおりです。
 - 「 - 」： 該当数値なし
 - 「 0.0 」： 単位未満の数値
 - 「・・・」： 不詳・資料なし
 - 「 △ 」： マイナス数点以下の数値：小数点第2位を四捨五入（表によっては、小数点第3位を四捨五入）
- 8 産業分類
産業分類は原則として、日本標準産業分類（平成25年10月改定）の大分類項目を用いていますが、一部については更に分割しています。

9 従業上の地位のうち雇用者の内訳について、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン（平成 27 年 5 月 19 日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、「正社員、正職員」、「正社員、正職員以外」から「無期雇用者」、「有期雇用者（1 か月以上）」の区分に変更を行った。

このため、雇用者の内訳については、時系列比較を行うことはできない。

10 この報告書についてのお問い合わせ先

綾部市企画総務部総務課文書統計担当 TEL 0773-42-0502（直通）

結果の概要

1 事業所数及び従業者数

令和3年6月1日現在の綾部市内の全事業所数は1,542事業所（うち民営1,458事業所、従業者数は16,314人（うち民営15,142人）となっています。

表1 事業所数及び従業者数の推移 (単位：事業所、人、%)

年次	事業所数			従業者数		
	実数	対前回増加数	対前回増加率	実数	対前回増加数	対前回増加率
昭和50年	2,569	12	0.5	18,493	△185	△1.0
53	2,586	17	0.7	17,604	△889	△4.8
56	2,538	△48	△1.9	17,337	△267	△1.5
61	2,420	△118	△4.6	16,745	△592	△3.4
平成3年	2,318	△102	△4.2	17,642	897	5.4
8	2,121	△197	△8.5	16,495	△1,147	△6.5
13	2,057	△64	△3.0	17,567	1,072	6.5
18	1,835	△222	△10.8	16,604	△963	△5.5
21	1,833	△2	△0.1	17,308	704	4.2
24 (試算値)	1,705	△128	△7.0	15,948	△1,360	△7.9
26	1,659	△46	△2.7	16,119	171	1.1
28 (試算値)	1,608	△51	△3.1	16,299	180	1.1
令和3年	1,542	△66	△4.1	16,314	15	0.1

注) 平成18年までの数値は、事業所・企業統計調査による。

図1 事業所数・従業者数の推移

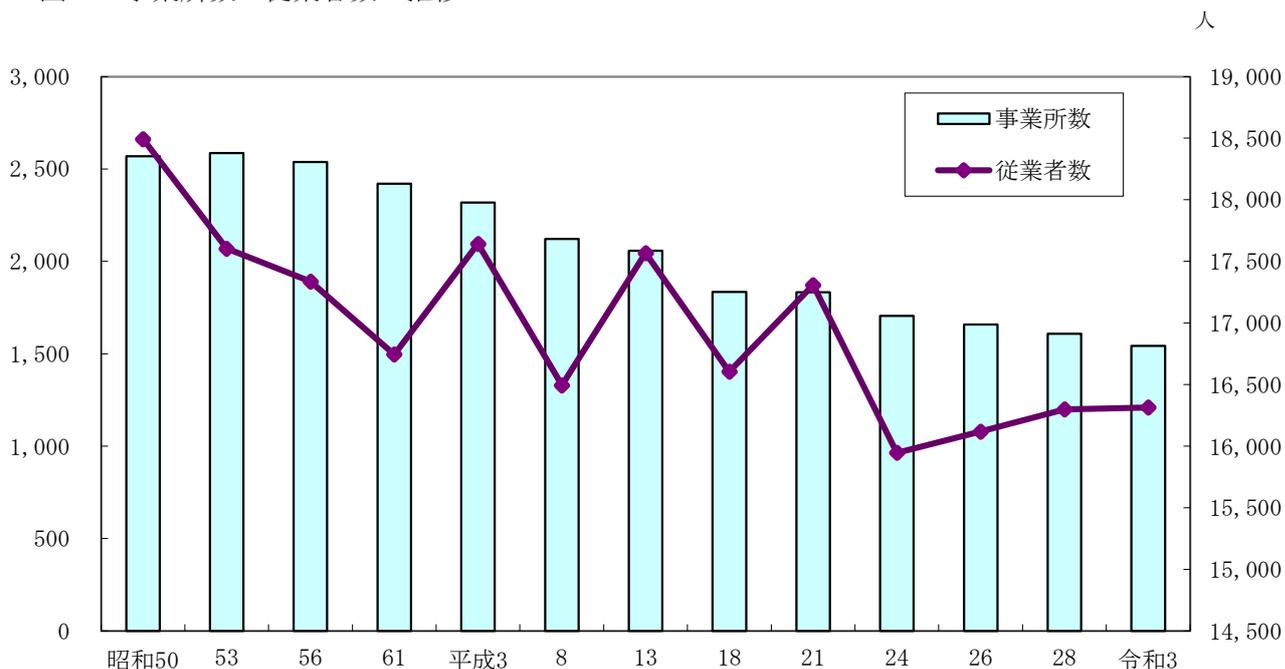


表2 事業所数及び従業者数

(単位：事業所、人、%)

区分	事業所数				従業者数			
	令和3年	平成28年	増加数	増加率	令和3年	平成28年	増加数	増加率
全事業所	1,542	—	—	—	16,314	—	—	—
民営事業所	1,458	1,531	△73	△4.8	15,142	15,063	79	0.5
国、地方公共団体等	84	—	—	—	1,172	—	—	—

注) 平成28年経済センサス・活動調査においては、国・地方公共団体の事業所は調査対象外でした。

表3 京都府内上位20位の事業所数及び従業者数

(単位：事業所、人)

順位	事業所数			従業者数		
	市町村	事業所数	構成比(%)	市町村	従業者数	構成比(%)
1	京都市	70,491	62.3	京都市	786,278	63.4
2	宇治市	5,275	4.7	宇治市	61,291	5.0
3	福知山市	3,885	3.4	福知山市	42,198	3.4
4	京丹後市	3,648	3.2	舞鶴市	36,275	2.9
5	舞鶴市	3,494	3.1	長岡京市	34,117	2.8
6	亀岡市	3,107	2.8	亀岡市	30,025	2.4
7	長岡京市	2,630	2.3	京田辺市	26,795	2.2
8	城陽市	2,320	2.1	八幡市	26,773	2.2
9	木津川市	2,033	1.8	久御山町	25,099	2.0
10	京田辺市	2,007	1.8	京丹後市	24,652	2.0
11	八幡市	1,993	1.8	城陽市	24,193	2.0
12	向日市	1,675	1.5	木津川市	20,510	1.7
13	久御山町	1,546	1.4	綾部市	16,314	1.3
14	綾部市	1,542	1.4	向日市	15,836	1.3
15	南丹市	1,463	1.3	南丹市	15,515	1.3
16	与謝野町	1,336	1.2	精華町	12,081	1.0
17	宮津市	1,207	1.1	宮津市	8,767	0.7
18	精華町	915	0.8	与謝野町	8,004	0.7
19	京丹波町	750	0.7	京丹波町	6,214	0.5
20	宇治田原町	467	0.4	大山崎町	5,934	0.5

2 産業分類別事業所数及び従業者数

(1) 事業所数

産業分類別事業所数では、「卸売業・小売業」が304事業所で、全体の19.7%を占めており、次いで「製造業」179事業所(11.6%)、「宿泊業、飲食サービス業」174事業所(11.3%)となっており、上位3業種で全体の42.5%を占めています。

また、第1次～第3次産業別では、「第1次産業」が32事業所(2.1%)、「第2次産業」が331事業所(21.5%)、「第3次産業」が1,179事業所(76.5%)となっており、「第3次産業」の占める割合が高くなっています。

(2) 従業者数

産業分類別従業者数では、「製造業」が5,234人(32.1%)で最も多く、次いで「医療、福祉」が2,767人(17.0%)、「卸売業・小売業」が2,100人(12.9%)となっており、上位3業種で全体の62.0%を占めています。

また、第1次～第3次産業別では、「第1次産業」が307人(1.9%)、「第2次産業」が5,986人(36.7%)、「第3次産業」が10,021人(61.4%)となっており、事業所数同様「第3次産業」の占める割合が高くなっています。

表4 産業分類別事業所数及び従業者数

(単位：事業所、人、%)

区分	事業所数		従業者数	
		構成比		構成比
全産業	1,542	100.0	16,314	100.0
A 農業、林業	33	2.1	308	1.9
B 漁業	-	-	-	-
第1次産業 (A～B)	33	2.1	308	1.9
C 鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-
D 建設業	152	9.9	752	4.6
E 製造業	179	11.6	5,234	32.1
第2次産業 (C～E)	331	21.5	5,986	36.7
F 電気・ガス・熱供給・水道業	6	0.4	79	0.5
G 情報通信業	8	0.5	34	0.2
H 運輸業、郵便業	36	2.3	648	4.0
I 卸売業、小売業	304	19.7	2,100	12.9
J 金融業、保険業	14	0.9	144	0.9
K 不動産業、物品賃貸業	50	3.2	202	1.2
L 学術研究、専門・技術サービス業	54	3.5	318	1.9
M 宿泊業、飲食サービス業	174	11.3	785	4.8
N 生活関連サービス業、娯楽業	131	8.5	480	2.9
O 教育、学習支援業	63	4.1	537	3.3
P 医療、福祉	140	9.1	2,975	18.2
Q 複合サービス事業	23	1.5	306	1.9
R サービス業 (他に分類されないもの)	155	10.1	902	5.5
S 公務	20	1.3	510	3.1

図2 産業分類別事業所数

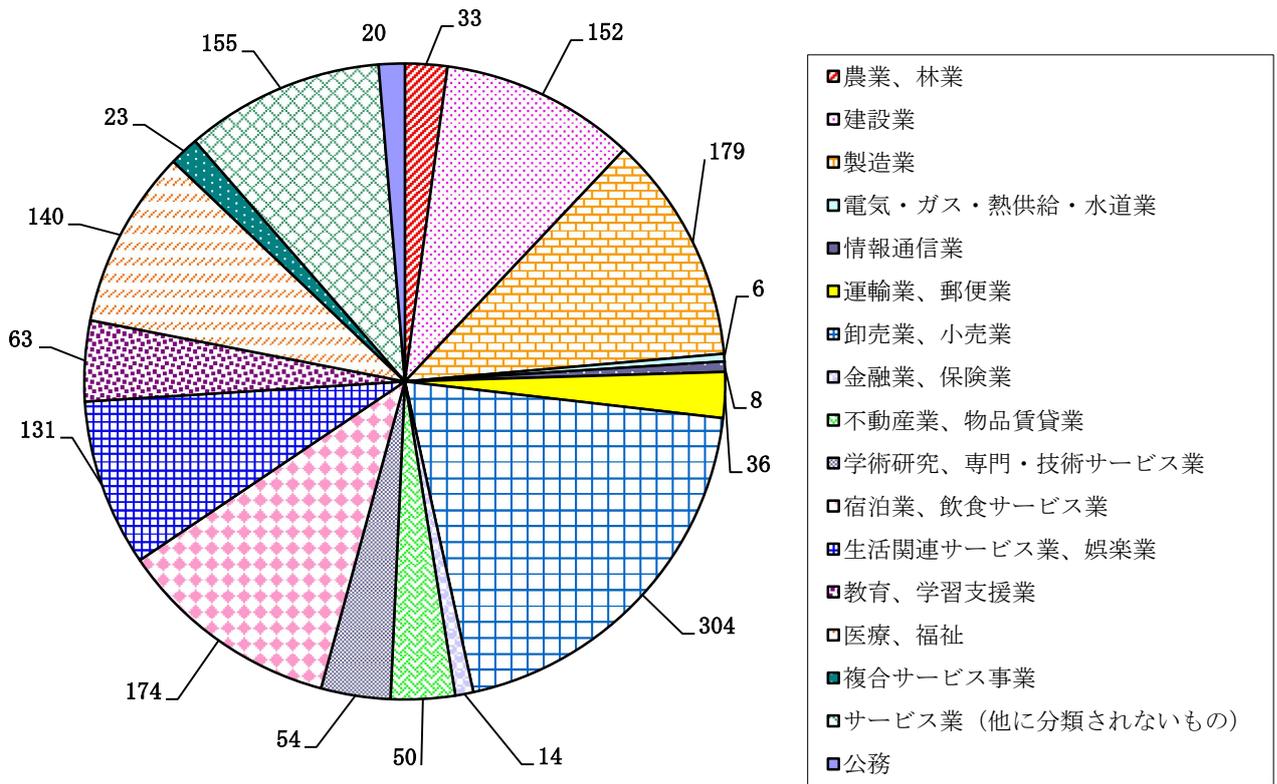
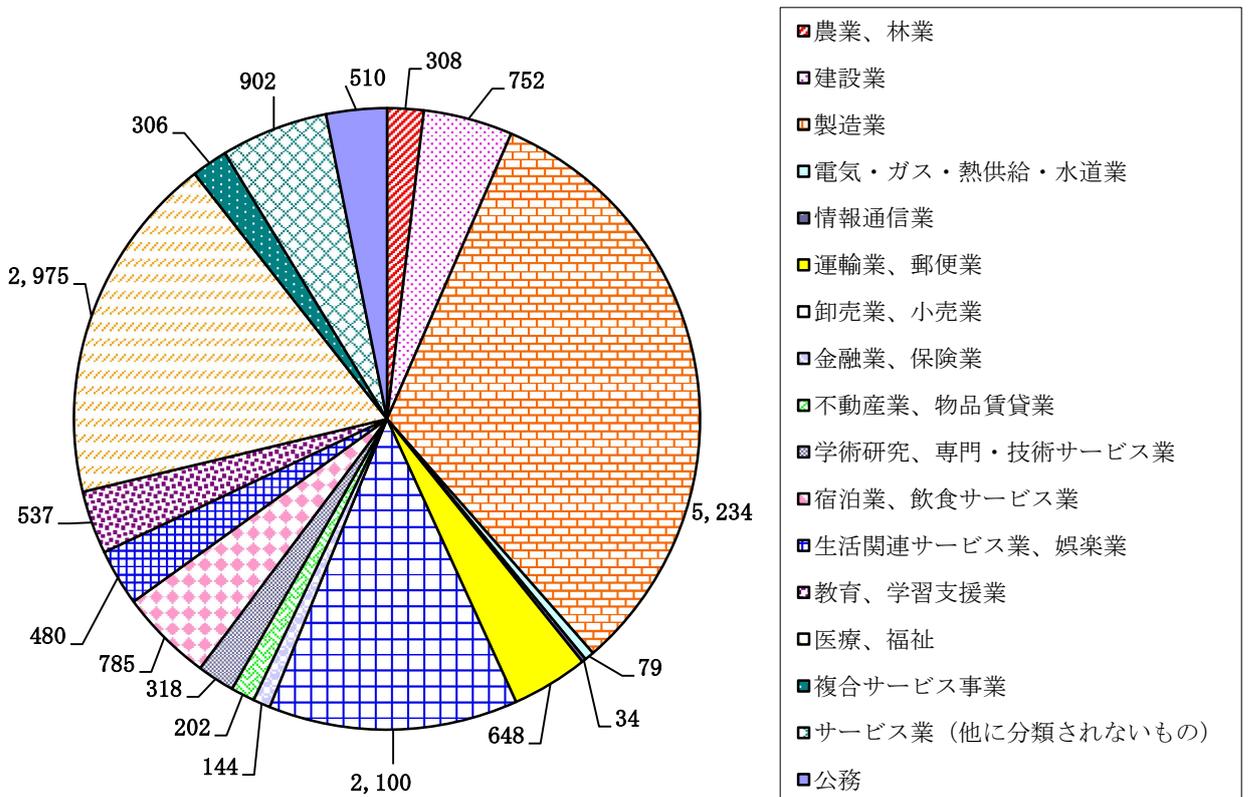


図3 産業分類別従業者数



3 従業者規模別事業所数及び従業者数（民営）

従業者規模別に事業所数をみると、「1～4人」規模の事業所が919事業所で全体の63.7%を占め、次いで「5～9人」規模の事業所が229事業所（15.5%）となっており、「10人未満」規模の事業所は全体の79.2%を占めています。「100人以上」規模の事業所は、25事業所（1.4%）となっています。

次に従業者規模別での従業者数は、「100人以上」規模の事業所が最も多く4,976人（29.9%）で、次いで「10人～29人」規模の事業所が3,339人（22.9%）となっています。

表5 従業者規模別事業所数及び従業者数 (単位：事業所、人、%)

	事業所数			従業者数		
	令和3年	構成比	平成28年	令和3年	構成比	平成28年
総数	1,458	100.0	1,531	15,142	100.0	15,063
1～4人	919	63.0	975	1,891	12.5	2,039
5～9人	229	15.7	237	1,540	10.2	1,573
10～29人	201	13.8	218	3,339	22.1	3,451
30～49人	45	3.1	46	1,726	11.4	1,635
50～99人	26	1.8	28	1,670	11.0	1,858
100人以上	25	1.7	22	4,976	32.9	4,507
出向・派遣 従業者のみ	13	0.9	5	—	—	—

図4 従業者規模別事業所数

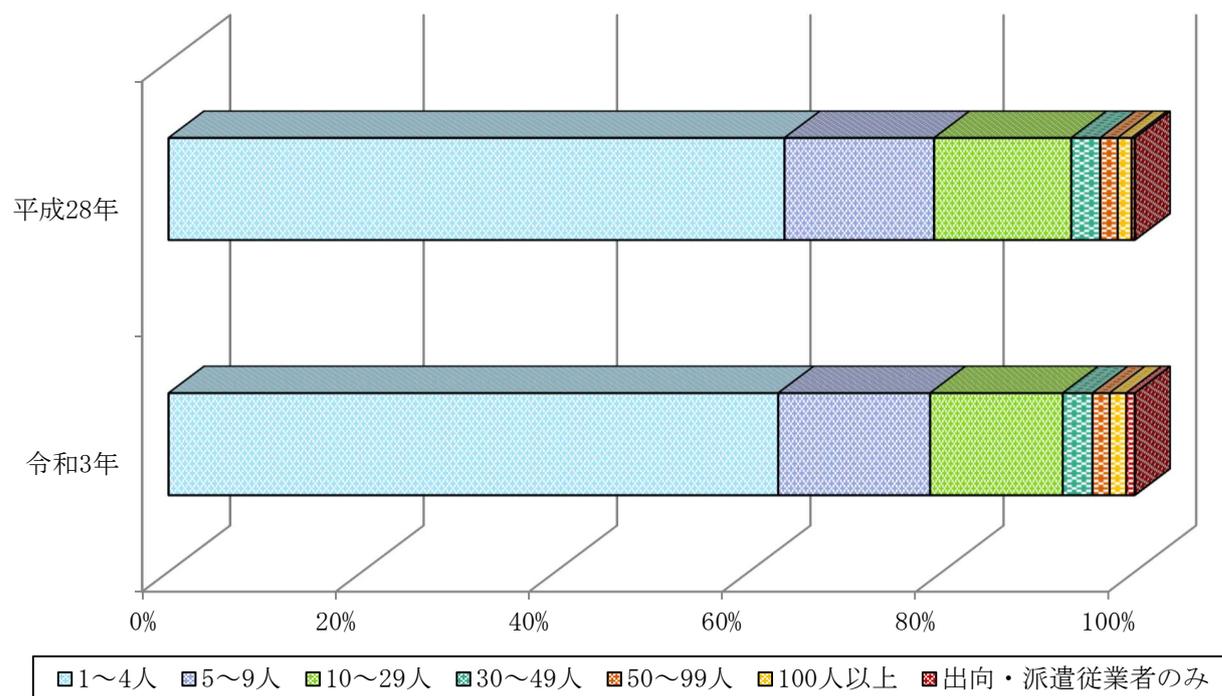
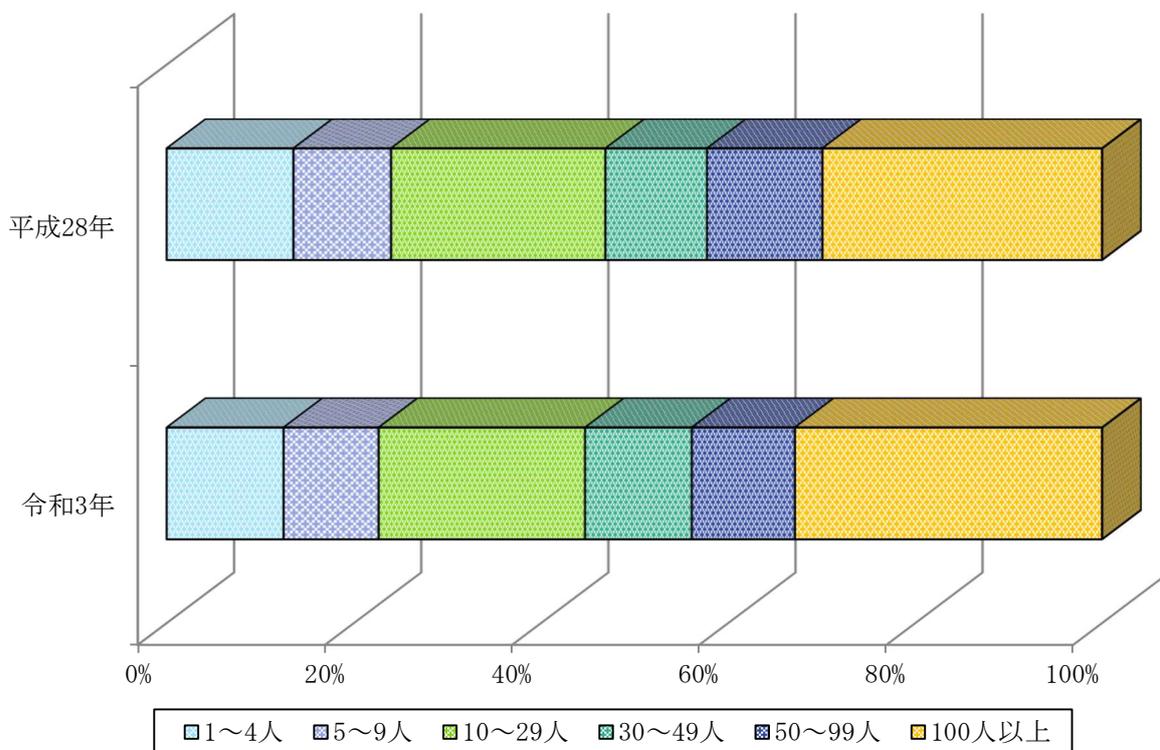


図5 従業者規模別従業者数



4 男女別・産業別従業者数

全事業所における従業者数 16,314 人の男女別内訳をみてみますと、男 9,027 人で 55.3%、女 7,287 人で 44.7%となっています。

産業別にみてみますと、男は「製造業」に 3,552 人 (39.3%)、「卸売業、小売業」に 1,056 人 (11.7%)、「建設業」に 596 人 (6.6%) となっており、上位 3 業種で 57.6%を占めています。

女は「医療、福祉」に 2,113 人 (29.0%)、「製造業」に 1,682 人 (23.1%)、「卸売業、小売業」に 1,044 人 (14.3%) となっており、上位 3 業種で 66.4%を占めています。

男女別従業割合をみてみますと、男の占める割合の多い業種は、「電気・ガス・熱供給・水道業」(84.8%)、「農林漁業」(82.1%)、「建設業」(79.3%) となっています。

女の占める割合の多い業種は、「教育、学習支援業」(71.7%)、「医療、福祉」(71.0%)、「金融業、保険業」(62.5%) の順になっています。

表 6 男女別・産業別従業者数 (単位：人、%)

区分	総数		従業者数				従業割合	
	実数	構成比	男		女		男	女
			実数	構成比	実数	構成比		
A～S 全産業	16,314	100.0	9,027	100.0	7,287	100.0	55.3	44.7
A 農業、林業	308	1.9	253	2.8	55	0.8	82.1	17.9
B 漁業	—	—	—	—	—	—	—	—
C 鉱業、採石業 砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
D 建設業	752	4.6	596	6.6	156	2.1	79.3	20.7
E 製造業	5,234	32.1	3,552	39.3	1,682	23.1	67.9	32.1
F 電気・ガス・ 熱供給・水道業	79	0.5	67	0.7	12	0.2	84.8	15.2
G 情報通信業	34	0.2	23	0.3	11	0.2	67.6	32.4
H 運輸業、郵便業	648	4.0	488	5.4	160	2.2	75.3	24.7
I 卸売業、小売業	2,100	12.9	1,056	11.7	1,044	14.3	50.3	49.7
J 金融業、保険業	144	0.9	54	0.6	90	1.2	37.5	62.5
K 不動産業、 物品賃貸業	202	1.2	136	1.5	66	0.9	67.3	32.7
L 学術研究、専門・ 技術サービス業	318	1.9	229	2.5	89	1.2	72.0	28.0
M 宿泊業、 飲食サービス業	785	4.8	300	3.3	485	6.7	38.2	61.8
N 生活関連サービ ス業、娯楽業	480	2.9	217	2.4	263	3.6	45.2	54.8
O 教育、学習支援業	537	3.3	152	1.7	385	5.3	28.3	71.7
P 医療、福祉	2,975	18.2	862	9.5	2,113	29.0	29.0	71.0
Q 複合サービス事業	306	1.9	249	2.8	57	0.8	81.4	18.6
R サービス業 (他に 分類されないもの)	902	5.5	453	5.0	449	6.2	50.2	49.8
S 公務	510	3.1	340	3.8	170	2.3	66.7	33.3

注) 総数に男女別の不詳を含む。

図6 男女別・産業別従業者数

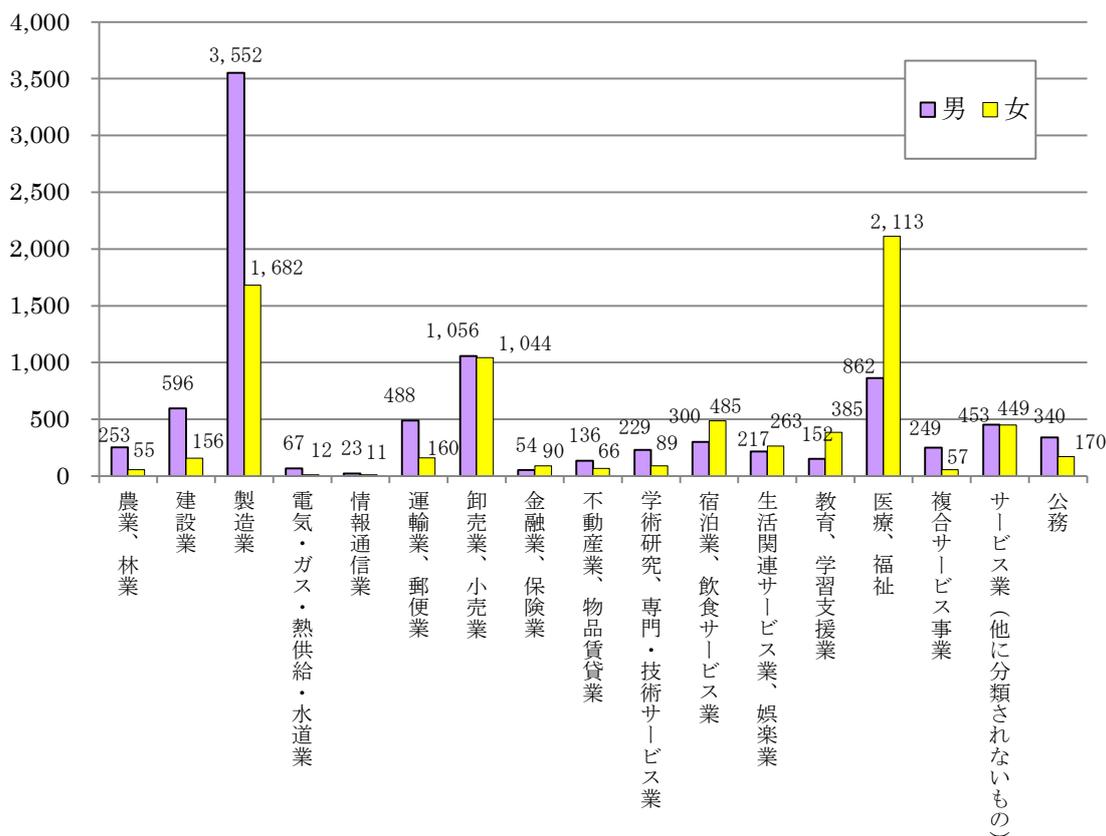
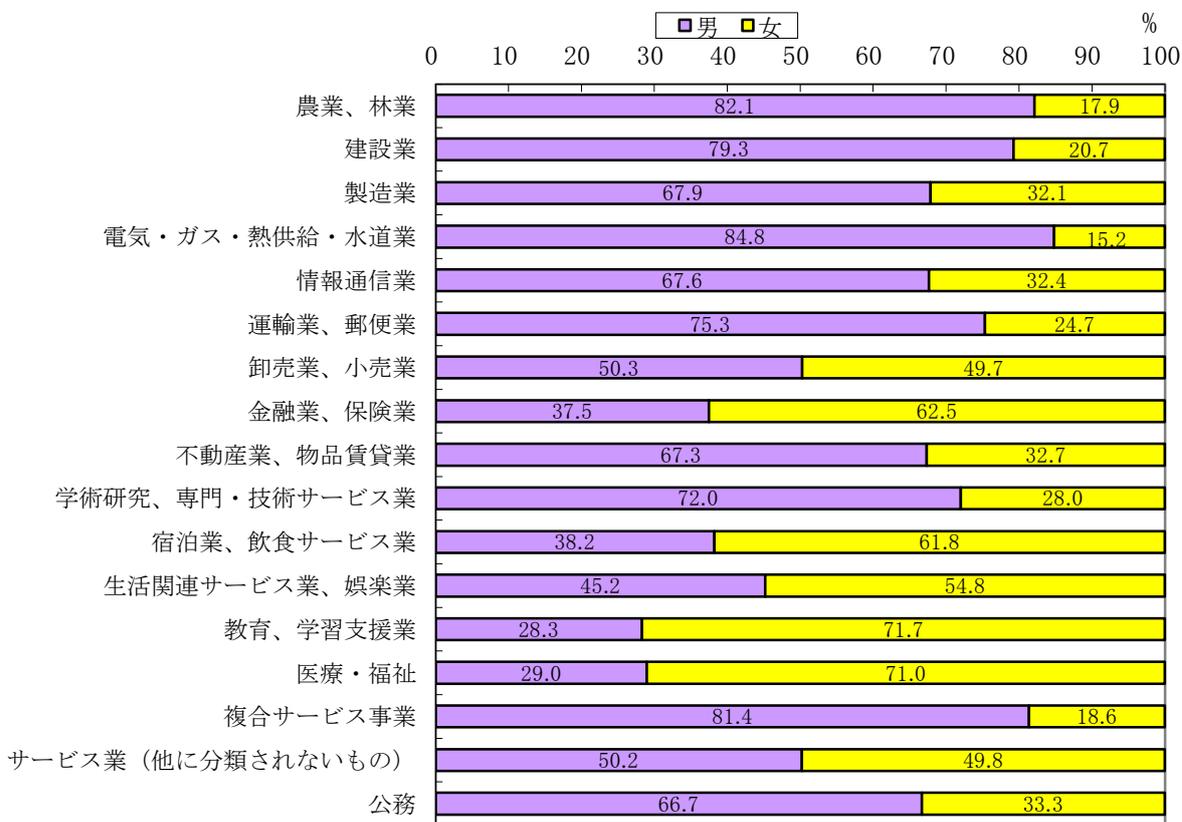


図7 産業別従業者の男女比



5 従業上の地位別、産業別の状況(民営)

民営事業所の産業大分類別に従業上の地位別の構成比をみると、「無期雇用者」の割合が高い産業は、「金融業、保険業」(91.0%)、「電気・ガス・熱供給・水道業」(89.2%)、で、その占める割合が8割を超えています。

一方、「宿泊業、飲食サービス業」(34.5%)、「教育、学習支援業」(35.1%)、「農業・林業」(37.1%)で3割台と低くなっています。

「個人業主」の割合が比較的高い産業は、「生活関連サービス、娯楽業」(19.5%)、「宿泊業、飲食サービス業」(15.3%)、「学術研究、専門・技術サービス業」(13.3%)、などで、「有給役員」の割合が高い産業は、「不動産業、物品賃貸業」(30.7%)、「有期雇用者」の割合が比較的高い産業は、「教育、学習支援業」(50.0%)、「運輸業、郵便業」(40.0%)、「医療・福祉」(31.1%)などとなっています。

図8 従業上の地位、産業（大分類）別従業者数の構成比

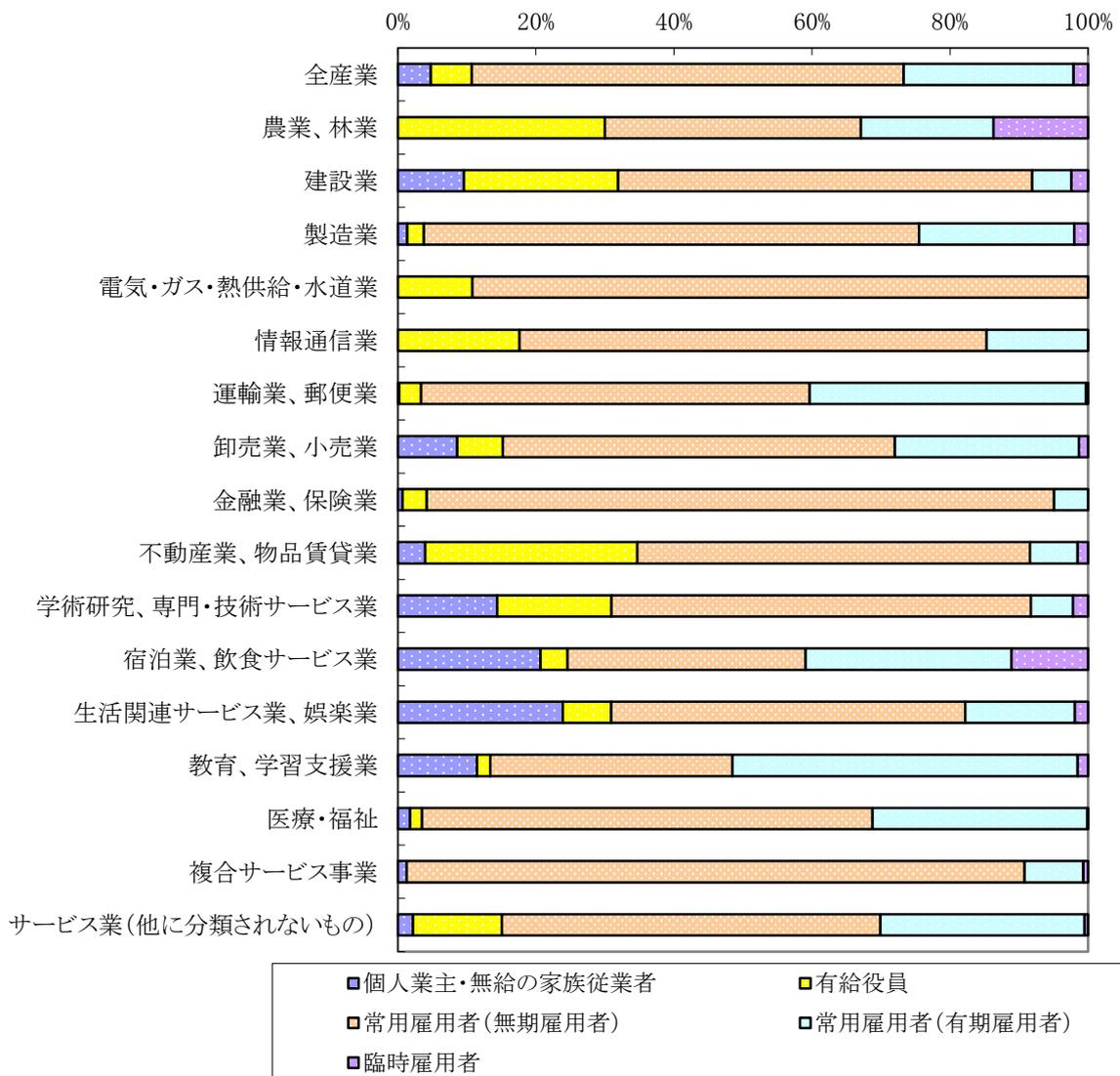


表7 従業上の地位、産業（大分類）別従業者数及び構成比

(民営 単位:人、%)

		全産業	農林 漁業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報 通信業	運輸業 郵便業	卸売業 小売業	金融業 保険業
総数	実数 構成比	15,142 100.0	307 100.0	752 100.0	5,234 100.0	65 100.0	34 100.0	648 100.0	2,100 100.0	144 100.0
個人業主	実数 構成比	567 3.7	— —	60 8.0	51 1.0	— —	— —	1 0.2	132 6.3	1 0.7
無給の家族従業者	実数 構成比	169 1.1	— —	12 1.6	20 0.4	— —	— —	— —	48 2.3	— —
有給役員	実数 構成比	889 5.9	92 30.0	168 22.3	128 2.4	7 10.8	6 17.6	21 3.2	139 6.6	5 3.5
雇用者	実数 構成比	13,517 89.3	215 70.0	512 68.1	5,035 96.2	58 89.2	28 82.4	626 96.6	1,781 84.8	138 95.8
常用雇用者	実数 構成比	13,206 87.2	173 56.4	494 65.7	4,931 94.2	58 89.2	28 82.4	624 96.3	1,753 83.5	138 95.8
無期雇用者	実数 構成比	9,483 62.6	114 37.1	451 60.0	3,755 71.7	58 89.2	23 67.6	365 56.3	1,192 56.8	131 91.0
有期雇用者	実数 構成比	3,723 24.6	59 19.2	43 5.7	1,176 22.5	— —	5 14.7	259 40.0	561 26.7	7 4.9
臨時雇用者	実数 構成比	311 2.1	42 13.7	18 2.4	104 2.0	— —	— —	2 0.3	28 1.3	— —

		不動産業、物品賃貸業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス、娯楽業	教育、学習支援業	医療福祉	複合サービス事業	サービス業(他に分類されないもの)
総数	実数 構成比	202 100.0	181 100.0	785 100.0	472 100.0	262 100.0	2,767 100.0	306 100.0	883 100.0
個人業主	実数 構成比	7 3.5	24 13.3	120 15.3	92 19.5	23 8.8	39 1.4	3 1.0	14 1.6
無給の家族従業者	実数 構成比	1 0.5	2 1.1	42 5.4	21 4.4	7 2.7	10 0.4	1 0.3	5 0.6
有給役員	実数 構成比	62 30.7	30 16.6	31 3.9	33 7.0	5 1.9	48 1.7	— —	114 12.9
雇用者	実数 構成比	132 65.3	125 69.1	592 75.4	326 69.1	227 86.6	2,670 96.5	302 98.7	750 85.0
常用雇用者	実数 構成比	129 63.9	121 66.9	505 64.3	317 67.2	223 85.1	2,666 96.3	300 98.0	746 84.5
無期雇用者	実数 構成比	115 56.9	110 60.8	271 34.5	242 51.3	92 35.1	1,805 65.2	274 89.5	485 54.9
有期雇用者	実数 構成比	14 6.9	11 6.1	234 29.8	75 15.9	131 50.0	861 31.1	26 8.5	261 29.6
臨時雇用者	実数 構成比	3 1.5	4 2.2	87 11.1	9 1.9	4 1.5	4 0.1	2 0.7	4 0.5

6 地区別事業所数及び従業者数

地区別に事業所数をみてみますと、「綾部地区」に事業所が集中しており、707 事業所 (45.8%) あります。次いで「中筋地区」196 事業所 (12.7%)、「豊里地区」130 事業所 (8.4%) となっています。

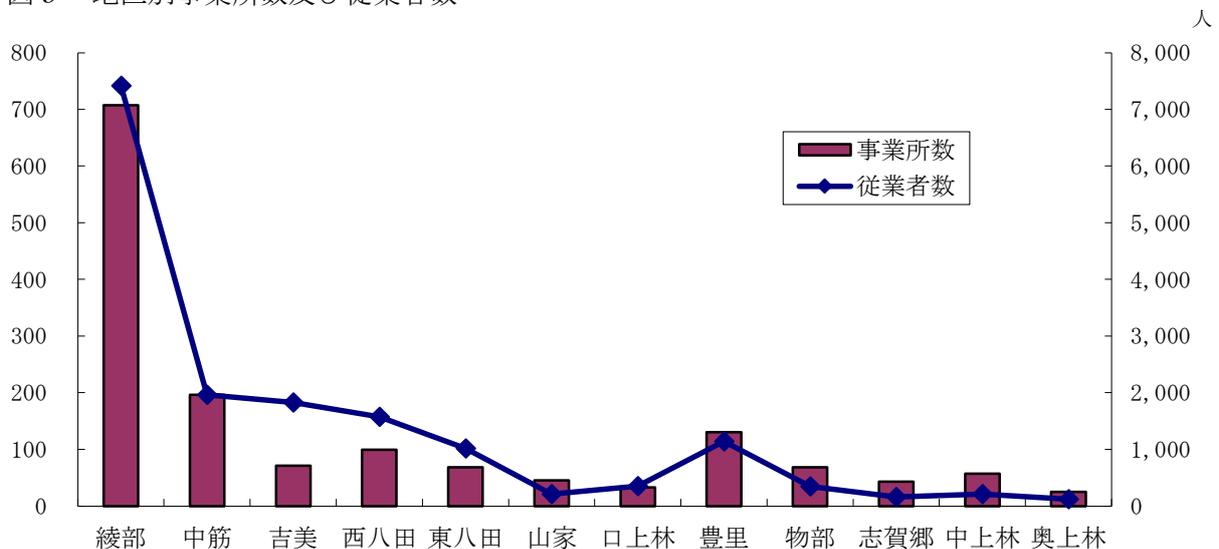
従業者数でみてみますと、事業所数と同じく「綾部地区」に7,413 人 (45.4%) と集中しており、次いで「中筋地区」1,964 人 (12.0%)、「吉美地区」1,824 人 (11.2%) となっています。

「吉美地区」は、工業団地が立地している関係で、1 事業所当たりの従業者数が他の地区に比べて多くなっています。

表8 地区別事業所数及び従業者数 (単位：事業所、人)

区分	事業所数			従業者数			1 事業所当たり従業者数
	令和3年	構成比	平成28年	令和3年	構成比	平成28年	
総数	1,542	100.0	1,531	16,314	100.0	15,063	10.6
綾部	707	45.8	729	7,413	45.4	6,785	10.5
中筋	196	12.7	202	1,964	12.0	1,974	10.0
吉美	71	4.6	69	1,824	11.2	1,859	25.7
西八田	99	6.4	86	1,573	9.6	1,248	15.9
東八田	68	4.4	63	1,016	6.2	874	14.9
山家	45	2.9	46	208	1.3	199	4.6
口上林	33	2.1	28	349	2.1	293	10.6
豊里	130	8.4	120	1,137	7.0	1,000	8.7
物部	68	4.4	66	343	2.1	398	5.0
志賀郷	43	2.8	41	160	1.0	138	3.7
中上林	57	3.7	55	207	1.3	186	3.6
奥上林	25	1.6	26	120	0.7	109	4.8

図9 地区別事業所数及び従業者数



7 経営組織別事業所数と従業者数

事業所数を経営組織別にみえますと、民営事業所が1,458事業所で全事業所数の94.6%を占めており、国・地方公共団体は84事業所で5.4%となっています。民営事業所では、個人が571事務所で全体の37.0%、法人が868事業所で56.3%となっています。

従業者数では民営事業所が15,142人で全従業者数の92.8%を占めており、国・地方公共団体は1,172人で全体の7.2%となっています。民営事業所では個人が1,532人で全体の9.4%、法人が13,473人で全体の82.6%となっています。

表9 経営組織別事業所数 (単位：事業所 %)

経営組織	事業所数				
	令和3年	構成比	平成28年	増加数	増加率
総数	1,542	100.0	1,608	△66	△4.1
民営	1,458	94.6	1,531	△73	△4.8
個人経営	571	37.0	709	△138	△19.5
法人	868	56.3	805	63	7.8
会社	651	42.2	639	12	1.9
会社以外の法人	217	14.1	166	51	30.7
法人でない団体	19	1.2	17	2	11.8
国・地方公共団体	84	5.4	77	7	9.1

図10 経営組織別事業所数の構成比

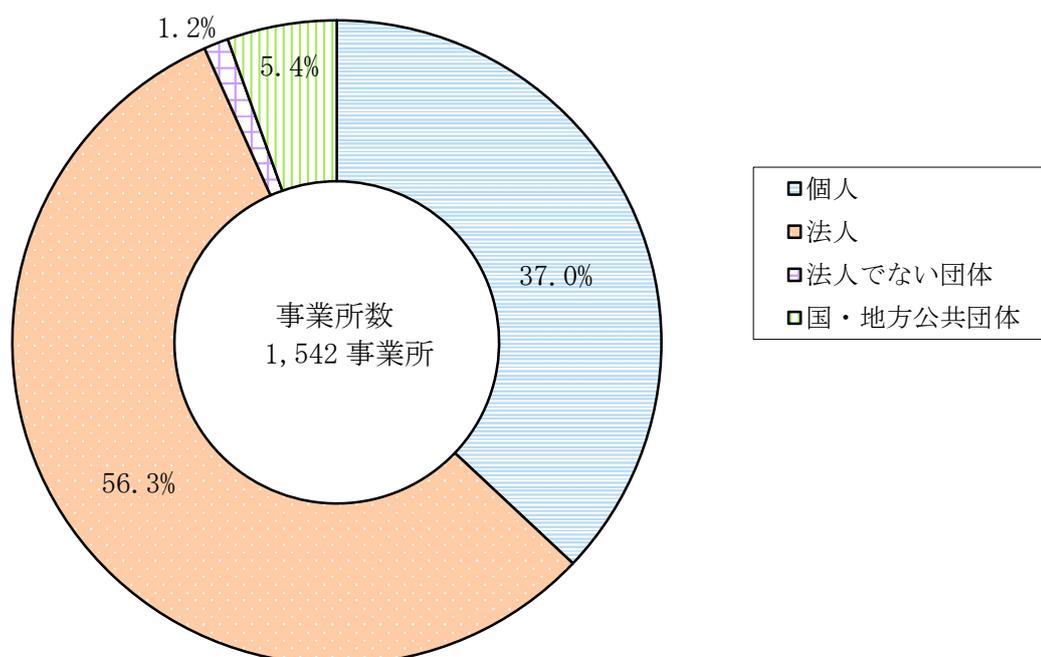
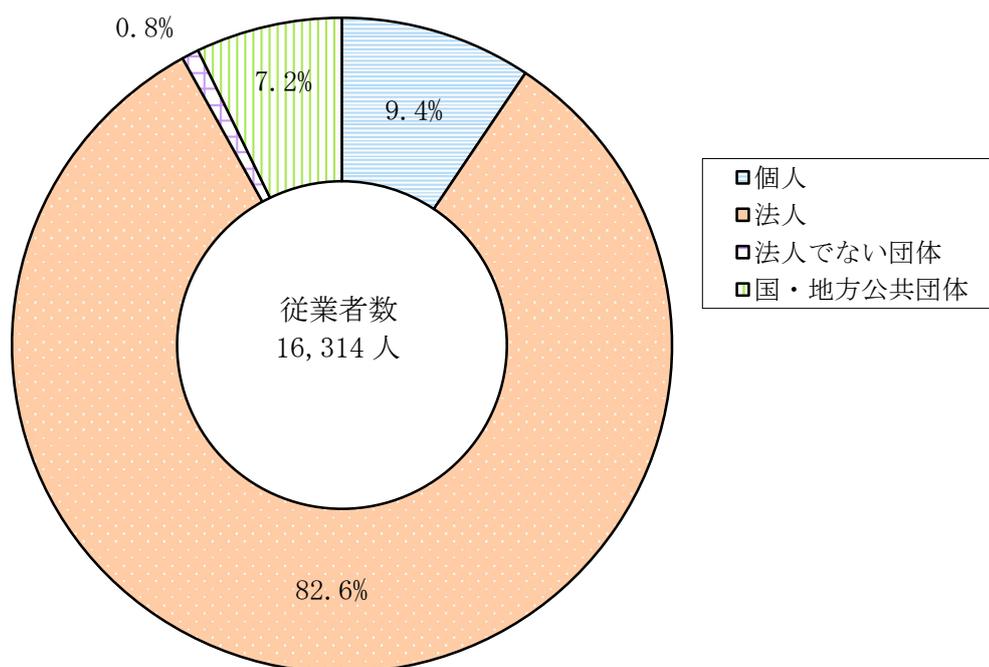


表 1 0 経営組織別従業員数

(単位：人 %)

経営組織	従業員数				
	令和 3 年	構成比	平成 28 年	増加数	増加率
総数	16,314	100.0	16,299	15	0.1
民間	15,142	92.8	15,063	79	0.5
個人経営	1,532	9.4	1,907	△375	△19.7
法人	13,473	82.6	13,017	456	3.5
会社	10,052	61.6	10,109	△57	0.6
会社以外の法人	3,421	21.0	2,908	513	17.6
法人でない団体	137	0.8	139	△2	△1.4
国・地方公共団体	1,172	7.2	1,236	△64	△5.2

図 1 1 経営組織別従業員数の構成比



8 会社企業

民営事業所のうち、会社組織の事業所数は 651 事業所で民営事業所全体の 44.7%を占めています。

単独、本所、支所別では、単独が 300 事業所 (20.6%)、本所が 59 事業所 (4.0%)、支所が 292 事業所 (20.0%) となっています。

このうち、市内に本拠を有する会社企業 (会社組織のうち単独と本所を合わせたもの。以下、「企業」という。) は 359 企業で、前回調査と比べ 13 企業、3.8%の増加となっています。

表 1 1 経営組織別事業所数 (単位:事業所、%)

区 分	令和 3 年	平成 2 8 年		増加数	増加率
		構成比			
総 数	1,458	100.0	1,531	△73	△4.8
個 人	571	39.2	709	△138	△19.5
会 社	651	44.7	639	12	1.9
会社企業	359	24.6	346	13	3.8
単独	300	20.6	288	12	4.2
本所	59	4.0	58	1	1.7
支 所	292	20.0	293	△1	△0.3
そ の 他	236	16.2	183	53	29.0

第1表 産業（中分類）別事業所数及び男女別従業者数

産業中分類	事業所数	従業者数				1事業所 当たり平 均	産業中分類	事業所数	従業者数				1事業所 当たり平 均
		計	男	女					計	男	女		
A～S 全産業	1,542	16,314	9,027	7,287	10.6	48 運輸に附帯するサービス業 49 郵便業（信書郵便事業を含む）	5	38	29	9	7.6		
第1次産業	33	308	253	55	9.3	I 卸売業、小売業	304	2,100	1,056	1,044	6.9		
A 農業、林業	33	308	253	55	9.3	50 各種商品卸売業	-	-	-	-	-		
01 農業	23	238	186	52	10.3	51 繊維・衣服等卸売業	1	3	1	2	3.0		
02 林業	10	70	67	3	7.0	52 飲食料品卸売業	8	75	57	18	9.4		
B 漁業	-	-	-	-	-	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	14	93	71	22	6.6		
03 漁業（水産養殖業を除く）	-	-	-	-	-	54 機械器具卸売業	10	117	104	13	11.7		
04 水産養殖業	-	-	-	-	-	55 その他の卸売業	7	24	16	8	3.4		
第2次産業	331	5,986	4,148	1,838	18.1	56 各種商品小売業	1	6	4	2	6.0		
C 鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	57 織物・衣服・身の回り品小売業	26	89	27	62	3.4		
05 鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	58 飲食料品小売業	66	717	232	485	10.9		
D 建設業	152	752	596	156	4.9	59 機械器具小売業	55	273	189	84	5.0		
06 総合工事業	83	451	355	96	5.4	60 その他の小売業	108	569	290	279	5.3		
07 職別工事業（設備工事業を除く）	43	183	150	33	4.3	61 無店舗小売業	8	134	65	69	16.8		
08 設備工事業	26	118	91	27	4.5	J 金融業、保険業	14	144	54	90	10.3		
E 製造業	179	5,234	3,552	1,682	29.2	62 銀行業	2	25	9	16	12.5		
09 食料品製造業	18	570	300	270	31.7	63 協同組織金融業	3	46	23	23	15.3		
10 飲料・たばこ・飼料製造業	4	87	66	21	21.8	64 貸金業、クレジット業等非預金信用機関	-	-	-	-	-		
11 繊維工業	26	300	91	209	11.5	65 金融商品取引業、商品先物取引業	1	7	5	2	7.0		
12 木材・木製品製造業（家具を除く）	6	38	34	4	6.3	66 補助的金融業等	-	-	-	-	-		
13 家具・装備品製造業	2	4	3	1	2.0	67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）	8	66	17	49	8.3		
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	2	70	41	29	35.0	K 不動産業、物品賃貸業	50	202	136	66	4.0		
15 印刷・関連産業	3	6	5	1	2.0	68 不動産取引業	12	45	28	17	3.8		
16 化学工業	3	195	126	69	65.0	69 不動産賃貸業・管理業	26	57	41	16	2.2		
17 石油製品・石炭製品製造業	1	1	1	-	1.0	70 物品賃貸業	12	100	67	33	8.3		
18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）	10	233	136	97	23.3	L 学術研究、専門・技術サービス業	54	318	229	89	5.9		
19 ゴム製品製造業	4	522	422	100	130.5	71 学術・開発研究機関	3	66	36	30	22.0		
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	3	15	9	6	5.0	72 専門サービス業（他に分類されないもの）	21	40	28	12	1.9		
21 窯業・土石製品製造業	6	28	22	6	4.7	73 広告業	-	-	-	-	-		
22 鉄鋼業	4	22	17	5	5.5	74 技術サービス業（他に分類されないもの）	30	212	165	47	7.1		
23 非鉄金属製造業	2	26	20	6	13.0	M 宿泊業、飲食サービス業	174	785	300	485	4.5		
24 金属製品製造業	29	539	440	99	18.6	75 宿泊業	20	146	56	90	7.3		
25 はん用機会器具製造業	12	248	214	34	20.7	76 飲食店	134	550	217	333	4.1		
26 生産用機械器具製造業	12	310	260	50	25.8	77 持ち帰り・配達飲食サービス業	20	89	27	62	4.5		
27 業務用機械器具製造業	9	321	204	117	35.7	N 生活関連サービス業、娯楽業	131	480	217	263	3.7		
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	5	1,027	708	319	205.4	78 洗濯・理容・美容・浴場業	100	316	126	190	3.2		
29 電気機械器具製造業	8	433	256	177	54.1	79 その他の生活関連サービス業	14	66	33	33	4.7		
30 情報通信機械器具製造業	1	28	15	13	28.0	80 娯楽業	17	98	58	40	5.8		
31 輸送用機械器具製造業	5	202	153	49	40.4	O 教育、学習支援業	63	537	152	385	8.5		
32 その他の製造業	4	9	9	-	2.3	81 学校教育	24	414	95	319	17.3		
第3次産業	1,178	10,020	4,626	5,394	8.5	82 その他の教育、学習支援業	39	123	57	66	3.2		
F 電気・ガス・熱供給・水道業	6	79	67	12	13.2	P 医療、福祉	140	2,975	862	2,113	21.3		
33 電気業	2	8	8	-	4.0	83 医療業	59	1,119	301	818	19.0		
34 ガス業	-	-	-	-	-	84 保健衛生	1	51	6	45	51.0		
35 熱供給業	-	-	-	-	-	85 社会保険・社会福祉・介護事業	80	1,805	555	1,250	22.6		
36 水道業	4	71	59	12	17.8	Q 複合サービス事業	23	306	249	57	13.3		
G 情報通信業	8	34	23	11	4.3	86 郵便局	16	142	87	55	8.9		
37 通信業	-	-	-	-	-	87 協同組合（他に分類されないもの）	7	164	162	2	23.4		
38 放送業	1	8	6	2	8.0	R サービス業（他に分類されないもの）	155	902	453	449	5.8		
39 情報サービス業	1	1	-	1	1.0	88 廃棄物処理業	8	76	57	19	9.5		
40 インターネット附随サービス業	1	1	1	-	1.0	89 自動車整備業	15	44	34	10	2.9		
41 映像・音声・文字情報制作業	5	24	16	8	4.8	90 機械等修理業（別掲を除く）	5	52	33	19	10.4		
H 運輸業、郵便業	36	648	488	160	18.0	91 職業紹介・労働者派遣業	4	269	104	165	67.3		
42 鉄道業	2	52	43	9	26.0	92 その他の事業サービス業	17	146	42	104	8.6		
43 道路旅客運送業	3	38	36	2	12.7	93 政治・経済・文化団体	23	109	42	67	4.7		
44 道路貨物運送業	26	520	380	140	20.0	94 宗教	80	196	135	61	2.5		
45 水運業	-	-	-	-	-	95 その他のサービス業	3	10	6	4	3.3		
46 航空運輸業	-	-	-	-	-	S 公務	20	510	340	170	25.5		
47 倉庫業	-	-	-	-	-	97 国家公務	1	12	7	5	12.0		
						98 地方公務	19	498	333	165	26.2		

注）従業者計に男女別の不詳を含む

第2表 産業（大分類）別、従業者規模（8区分）別事業所数（民営）

産業大分類	計	1～4人	5～9人	10～19人	20～29人	30～49人	50～99人	100人以上	出向・派遣従業者のみ	従業者数
A～R 全産業（S公務を除く）	1,458	919	229	142	59	45	26	25	13	15,142
第1次産業	32	12	10	4	6	-	-	-	-	307
A 農業、林業	32	12	10	4	6	-	-	-	-	307
B 漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第2次産業	331	185	52	32	17	15	15	13	2	5,986
C 鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
D 建設業	152	101	29	15	4	1	-	-	2	752
E 製造業	179	84	23	17	13	14	15	13	-	5,234
第3次産業	1,095	722	167	106	36	30	11	12	11	8,849
F 電気・ガス・熱供給・水道業	5	1	2	1	-	1	-	-	-	65
G 情報通信業	8	5	2	1	-	-	-	-	-	34
H 運輸業、郵便業	36	8	10	8	5	4	-	1	-	648
I 卸売業、小売業	304	190	54	35	12	3	2	2	6	2,100
J 金融業、保険業	14	6	3	2	2	1	-	-	-	144
K 不動産業、物品賃貸業	50	38	8	2	2	-	-	-	-	202
L 学術研究、専門・技術サービス業	49	39	7	1	2	-	-	-	-	181
M 宿泊業、飲食サービス業	174	125	25	21	1	2	-	-	-	785
N 生活関連サービス業、娯楽業	129	104	17	5	-	2	-	-	1	472
O 教育、学習支援業	39	29	2	2	1	4	-	-	1	262
P 医療、福祉	113	42	20	23	6	9	7	6	-	2,767
Q 複合サービス事業	23	14	5	1	1	-	1	1	-	306
R サービス業 （他に分類されないもの）	151	121	12	4	4	4	1	2	3	883

付録 府内市町村別事業所及び従業者数

市町村	事業所数		従業者数							
	実数	構成比 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	男	構成比 (%)	女	構成比 (%)	1事業所 当たり平均	
京都府計	113,092	100.00	1,239,349	100.00	667,440	100.00	565,716	100.00	11.0	
京都市	70,491	62.33	786,278	63.44	419,124	62.80	363,150	64.19	11.2	
福知山市	3,885	3.44	42,198	3.40	24,505	3.67	17,545	3.10	10.9	
舞鶴市	3,494	3.09	36,275	2.93	21,347	3.20	14,835	2.62	10.4	
綾部市	1,542	1.36	16,314	1.32	9,027	1.35	7,287	1.29	10.6	
宇治市	5,275	4.66	61,291	4.95	31,520	4.72	29,545	5.22	11.6	
宮津市	1,207	1.07	8,767	0.71	4,818	0.72	3,943	0.70	7.3	
亀岡市	3,107	2.75	30,025	2.42	15,516	2.32	14,354	2.54	9.7	
城陽市	2,320	2.05	24,193	1.95	12,560	1.88	11,512	2.03	10.4	
向日市	1,675	1.48	15,836	1.28	8,040	1.20	7,770	1.37	9.5	
長岡京市	2,630	2.33	34,117	2.75	18,774	2.81	14,550	2.57	13.0	
八幡市	1,993	1.76	26,773	2.16	15,297	2.29	11,320	2.00	13.4	
京田辺市	2,007	1.77	26,795	2.16	14,554	2.18	12,091	2.14	13.4	
京丹後市	3,648	3.23	24,652	1.99	12,896	1.93	11,742	2.08	6.8	
南丹市	1,463	1.29	15,515	1.25	8,688	1.30	6,805	1.20	10.6	
木津川市	2,033	1.80	20,510	1.65	9,498	1.42	10,919	1.93	10.1	
乙訓郡 大山崎町	436	0.39	5,934	0.48	3,984	0.60	1,950	0.34	13.6	
久世郡 久御山町	1,546	1.37	25,099	2.03	15,756	2.36	9,241	1.63	16.2	
綴喜郡	井手町	350	0.31	3,637	0.29	2,162	0.32	1,475	0.26	10.4
	宇治田原町	467	0.41	5,658	0.46	3,829	0.57	1,829	0.32	12.1
相楽郡	笠置町	81	0.07	461	0.04	279	0.04	182	0.03	5.7
	和束町	173	0.15	1,186	0.10	731	0.11	437	0.08	6.9
	精華町	915	0.81	12,081	0.97	6,245	0.94	5,770	1.02	13.2
	南山城村	96	0.08	621	0.05	333	0.05	288	0.05	6.5
船井郡 京丹波町	750	0.66	6,214	0.50	3,490	0.52	2,724	0.48	8.3	
与謝郡	伊根町	172	0.15	915	0.07	518	0.08	397	0.07	5.3
	与謝野町	1,336	1.18	8,004	0.65	3,949	0.59	4,055	0.72	6.0

注) 従業者数実数には、男女不詳を含む

付録 府内市町村別事業所及び従業者数（民営）

市町村	事業所数								
	令和3年		平成28年		平成28年～令和3年		令和3年		
	実数	構成比(%)	実数	構成比(%)	実数	増減率(%)	実数(人)	構成比(%)	
京都府計	110,564	100.00	113,774	100.00	△3,210	△2.82	1,148,970	100.00	
京都市	69,670	63.01	70,637	62.09	△967	△1.37	746,275	64.95	
福知山市	3,742	3.38	3,842	3.38	△100	△2.60	37,109	3.23	
舞鶴市	3,349	3.03	3,693	3.25	△344	△9.31	28,537	2.48	
綾部市	1,458	1.32	1,531	1.35	△73	△4.77	15,142	1.32	
宇治市	5,126	4.64	5,413	4.76	△287	△5.30	54,266	4.72	
宮津市	1,137	1.03	1,234	1.08	△97	△7.86	7,586	0.66	
亀岡市	2,999	2.71	3,090	2.72	△91	△2.94	27,083	2.36	
城陽市	2,249	2.03	2,392	2.10	△143	△5.98	22,229	1.93	
向日市	1,606	1.45	1,790	1.57	△184	△10.28	14,132	1.23	
長岡京市	2,566	2.32	2,601	2.29	△35	△1.35	32,029	2.79	
八幡市	1,915	1.73	1,964	1.73	△49	△2.49	25,132	2.19	
京田辺市	1,922	1.74	1,960	1.72	△38	△1.94	24,457	2.13	
京丹後市	3,504	3.17	4,079	3.59	△575	△14.10	21,197	1.84	
南丹市	1,354	1.22	1,400	1.23	△46	△3.29	12,436	1.08	
木津川市	1,934	1.75	1,878	1.65	56	△2.98	17,546	1.53	
乙訓郡	大山崎町	414	0.37	401	0.35	13	3.24	5,411	0.47
久世郡	久御山町	1,518	1.37	1,579	1.39	△61	△3.86	24,322	2.12
綴喜郡	井手町	328	0.30	335	0.29	△7	△2.09	3,269	0.28
	宇治田原町	449	0.41	429	0.38	20	4.66	5,306	0.46
相楽郡	笠置町	69	0.06	85	0.07	△16	△18.82	371	0.03
	和束町	155	0.14	136	0.12	19	13.97	1,005	0.09
	精華町	884	0.80	836	0.73	48	5.74	10,679	0.93
	南山城村	86	0.08	83	0.07	3	3.61	462	0.04
船井郡	京丹波町	694	0.63	704	0.62	△10	△1.42	5,395	0.47
与謝郡	伊根町	149	0.13	131	0.12	18	13.74	692	0.06
	与謝野町	1,287	1.16	1,551	1.36	△264	△17.02	6,902	0.60

注) 従業者数実数には、男女不詳を含む

従業者数									市町村	
令和3年		令和3年		平成28年		平成28年～令和3年		1事業所 当たり平均		
男	構成比 (%)	女	構成比 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	実数 (人)	増減率 (%)			
615,184	100.00	527,593	100.00	1,137,370	100.00	11,600	1.02	10.4	京都府計	
393,744	64.00	348,527	66.06	739,542	65.02	6,733	0.91	10.7	京都市	
21,508	3.50	15,453	2.93	37,476	3.29	△367	△0.98	9.9	福知山市	
15,466	2.51	12,978	2.46	29,805	2.62	△1,268	△4.25	8.5	舞鶴市	
8,411	1.37	6,731	1.28	15,063	1.32	79	0.52	10.4	綾部市	
27,371	4.45	26,669	5.05	54,794	4.82	△528	△0.96	10.6	宇治市	
4,040	0.66	3,540	0.67	8,065	0.71	△479	△5.94	6.7	宮津市	
14,209	2.31	12,719	2.41	27,474	2.42	△391	△1.42	9.0	亀岡市	
11,620	1.89	10,488	1.99	21,463	1.89	766	3.57	9.9	城陽市	
7,278	1.18	6,828	1.29	14,110	1.24	22	0.16	8.8	向日市	
17,824	2.90	13,412	2.54	30,067	2.64	1,962	6.53	12.5	長岡京市	
14,562	2.37	10,414	1.97	23,003	2.02	2,129	9.26	13.1	八幡市	
13,572	2.21	10,735	2.03	23,632	2.08	825	3.49	12.7	京田辺市	
11,254	1.83	9,929	1.88	22,368	1.97	△1,171	△5.24	6.0	京丹後市	
7,280	1.18	5,134	0.97	12,552	1.10	△116	△0.92	9.2	南丹市	
8,340	1.36	9,113	1.73	15,547	1.37	1,999	12.86	9.1	木津川市	
3,783	0.61	1,628	0.31	5,146	0.45	265	5.15	13.1	乙訓郡 大山崎町	
15,447	2.51	8,773	1.66	23,447	2.06	875	3.73	16.0	久世郡 久御山町	
2,015	0.33	1,254	0.24	3,998	0.35	△729	△18.23	10.0	綴喜郡	井手町
3,681	0.60	1,625	0.31	5,220	0.46	86	1.65	11.8		宇治田原町
226	0.04	145	0.03	438	0.04	△67	△15.30	5.4	相楽郡	笠置町
651	0.11	336	0.06	1,035	0.09	△30	△2.90	6.5		和束町
5,589	0.91	5,024	0.95	9,164	0.81	1,515	16.53	12.1		精華町
264	0.04	198	0.04	586	0.05	△124	△21.16	5.4		南山城村
3,105	0.50	2,290	0.43	5,053	0.44	342	6.77	7.8	船井郡 京丹波町	
434	0.07	258	0.05	664	0.06	28	4.22	4.6	与謝郡	伊根町
3,510	0.57	3,392	0.64	7,658	0.67	△756	△9.87	5.4		与謝野町

綾部市の事業所

《 令和3年経済センサス-活動調査結果報告書 》

編集発行 綾部市企画総務部総務課

TEL (0773) 42-3280 (代表)

TEL (0773) 42-0502 (直通)

FAX (0773) 42-4406

E-mail somu@city.ayabe.lg.jp

ホームページ <https://www.city.ayabe.lg.jp>